# 北欧諸国における会社法制の概要と 近時の動向

# 和田宗久\*

### 1. はじめに

デンマーク, スウェーデン, ノルウェーか らなるスカンジナビア三国, それら国々に フィンランドとアイスランドを加えた北欧諸 国には、レゴ社 (デンマーク)、ボルボ社 (スウェーデン), エリクソン社(スウェーデ ン), ノキア社(フィンランド)といったわ が国でもその名のよく知られた企業が多数存 在する。とりわけ、近年では、コンピュー ター、情報通信機器、その他IT関連事業を 営む北欧企業の名を耳にすることが多い。他 方, そうした企業の存在を基礎づけている北 欧諸国の会社法制については、社会保障費の 負担の重さや高水準の賃金ゆえにわが国から 進出する企業が少なかったせいか、これまで 十分な紹介や研究が行われてきたとは言い難 く、関心もそれほど払われてこなかったよう に思われる。

しかしながら、北欧諸国の法制度は、フランスやドイツなどのヨーロッパ主要国から一定の影響を受けながらも、機能主義的・経験主義的な考え方に基づく独自の思想や解釈論に基づいて構築されてきていると言われ」、EU域内における法制度のハーモナイゼーション(harmonization)の過程やそのための議論の中でも、「スカンジナビアン・ロー」という固有の法領域として、アングロサクソン系のコモン・ローやフランス法、ドイツ法

と並んで強く意識されているところである。 以下では、こうした北欧諸国における会社法 制について、その概要と特徴を示すとともに、 それらについての若干の分析と考察を行いた い<sup>2</sup>。

## 2. 北欧諸国の地勢および経済状況

最初に、後述する北欧諸国の会社法制の概要との関係で参考になると思われる範囲で、各国の地勢・経済状況等の概略を示しておきたい。

デンマークは、総人口538万人、総面積4.3万平方キロメートルであり、主要産業は農業、畜産業、化学工業、加工業である。1973年に当時のECに加盟し、現在もEUの加盟国であるが、今のところユーロには参加していない。

スウェーデンは、人口894万人、総面積45万平方キロメートルであり、主要産業は機械工業、化学工業、林業、IT関連業である。1995年にEUに加盟したが、デンマークと同じく、ユーロには参加していない。

ノルウェーは、総人口457.7万人、総面積38.6万平方キロメートル(ほぼ日本と同じ広さ)であり、主要産業は石油、水産、海運業である。EUへの加盟については、1994年の国民投票で否決され、いまだ未加盟であるが、外交政策としては、対EUと他の欧州自由貿易連合(EFTA)諸国との良好な関係維持を重視しており、また、他の北欧諸国との関係も重要視している。

<sup>\*</sup> 神奈川大学法学部専任講師

フィンランドは、総人口519万人、総面積33.8万平方キロメートルであり、主要産業は、ハイテク機器製造、紙・パルプ等木材関連業である。1995年にEUに加盟し、北欧諸国の中で唯一ユーロにも参加している。

アイスランドは、総人口29.1万人、総面積10.3万平方キロメートルであり、主要産業は、水産(加工)業、アルミニウム精錬等の金属業である。1993年に欧州経済領域(EEA)に参加したものの、EUにはいまだ未加盟であるが、ノルウェーと同様、外交政策として対EU関係の重視を掲げている。

このように、北欧諸国は、人口などからみると比較的小国に分類される国々である。外交政策的には、若干の温度差はあるものの、基本的には対EU関係を重視しており、また、いずれの国々も、他の北欧諸国との関係を非常に重要視している。たとえば、上記北欧5カ国と、デンマークの自治領であるフェロー諸島およびグリーランド、さらにフィンランドの自治領であるオーランド諸島は、北欧理事会(Nordic Council)と北欧閣僚会議(Nordic Council of Ministers)を組織しており、それぞれ議会レベルおよび政府レベルでの交流が定期的に行われている。

北欧諸国間では、法律、経済といった面での結びつきも非常に強く、学者や実務家などの交流も盛んに行われている。たとえば、証券市場に関して、コペンハーゲン証券取引所(デンマーク)、ストックホルム証券取引所(スウェーデン)、オスロ証券取引所(ノルウェー)、レイキャビック証券取引所(アイスランド)の4つの取引所は、2000年12月に新たな共同市場としてNOREXを創設していく旨の合意を行っている。その後、このNOREXには、さらにいくつかの証券取引所が参加し、現在は、各取引所が共通のトレーディング・システムやサーベイランス・システムを用いている状況にある³。

なお,最後に述べた証券市場との関係で, 北欧諸国における上場会社の数を挙げておく と,2001年の時点で,デンマークでは225社,スウェーデンでは292社,フィンランドでは154社,ノルウェーとアイスランドでは,2004年末の時点でそれぞれ184社と34社となっている(計889社)<sup>4</sup>。他のEU諸国と比較すると,最も多いイギリスが1926社,スペインが1019社,フランスが808社,ドイツが744社となっており<sup>5</sup>,北欧諸国全体の上場会社数でフランスやドイツを若干上回る状況となっている<sup>6</sup>。

# 3. 北欧諸国における会社法制の発展 過程

北欧における最初の会社法は、スウェーデンにおいてフランスの商法典を範として制定された1848年10月6日の法律である7。その後、同様の法律がフィンランド(1864年)とノルウェー(1881年)においても制定されている8。

デンマークは,他の北欧諸国から多少遅れ て、1917年に最初の会社法を制定したが、 その内容が他の国の会社法と比較して遅れた ものであったことから、1930年に新たな会 社法を制定し直した。詳しくは後述するが, この1930年法は、会社の機関構造に関して、 いわゆるドイツ型でもイギリス型でもない、 業務執行機関として「取締役会(bestyrelse ≒ board of director)」と「執行役会<sup>9</sup> (direktion ≒ board of management)」の二つを設 けるという二重の業務執行機関システム (the dual executive system) を採用するこ とを一定規模の株式会社に強制していた。こ うした機関設計は、その後、他の北欧諸国の 会社法においても採用され、現在まで維持さ れてきており、北欧諸国の会社法制の大きな 特徴の一つとなっている。

第二次世界大戦後は、1973年に、デンマークが、ECへ加盟したことを契機として、ECの会社法指令の内容を盛り込むための立法を行った。これは、それまで単行法であっ

た会社法を, イギリスやオランダと同様に, 公開会社向けのものと閉鎖会社向けのものに 分離するという抜本的な会社法制の改革で あった。こうしたデンマークの動きに対して, 他の北欧諸国は、北欧閣僚会議において、あ くまで会社法の分野については北欧独自で統 一を図っていくべきという提案がなされたこ ともあり、直ちに追随するといった動きはみ られなかった。しかし、1990年代後半には、 一部の国がEUに加盟し、他の国も対EU関 係を重視するようになっていったことから、 アイスランドとノルウェーが新たに公開会社 向けの会社法を制定するに至り、スウェーデ ンにおいても, 既存の会社法の改正という形 ではあるが、公開会社向けの規制と閉鎖会社 向けの規制を分けて行うようになってきてい る<sup>10</sup>。

現在の北欧諸国の会社法制は、EU域内を中心とする世界的なハーモナイゼーションの影響を強く受けながらも、会社の意思決定や業務執行に関する機関構造などについて独自性をしており、他の国々と同様、ハーモナイゼーションの進展と北欧諸国の固有の社会・制度に基づいた独自性の維持との間で、まさに両者の調和が図られようとしている状況にあるようである。

#### 4. 北欧諸国における会社法制の特徴

#### (1) 機関構造

北欧諸国の会社法制の中で特徴的なのは、前述したように、一定規模の会社の機関構造として「取締役会」と「執行役会」の二重の業務執行機関を有することを強制している点である<sup>11</sup>。こうした機関構造は、執行役会の構成員が原則として取締役会によって選任されることから、一見すると、ドイツにおける監査役会(Aufsichtsrat)と取締役(Vorstand)からなるいわゆる二層制(two-tier)の機関構造や、アメリカにおける取締役会(board of directors)と役員(officer)から

なる公開会社の機関構造と同様のものであるかのように思われる。しかしながら、それら国々の機関構造と決定的に異なっているのは、「取締役会」の重要な職責が執行役会(またはその構成員である個々の執行役)の職務執行に対する監視・監督であるとされつつも、「監視・監督機関」として特化されておらず、あいかわらず業務執行権限を有し続けるものであるということが強調されている点である12。近時のコーポレート・ガバナンスの世界的な潮流は「業務執行と監督の分離」であり、北欧諸国がこうした二重の業務執行機関システムを維持し続けようとしていることは、ある意味でそうした流れに逆行しているようにも思われる。

なぜ、北欧諸国がこうした二重の業務執行機関を有する機関構造を維持し続けているかということについては、今後調査・分析を行っていく予定であり、現段階で断言することは早計であるが、一つには、次に述べる従業員代表制度が関係しているように思われる。すなわち、北欧諸国では、従業員代表制度が実質的かつ積極的に活用されているようであり、従業員の代表に会社の業務執行の意思決定に参加させることを確保するために、彼らが出席する取締役会の業務執行機関としての位置づけを維持し続ける必要性があるのであるいっとが推察されるのであるい。

なお、北欧諸国における公開会社の会計監査については、わが国における会計監査人やドイツにおける決算監査人などと同様の制度が設けられており、株主総会において年次報告書を監査する者を選任しなければならないということが、会社法の中で定められている<sup>14</sup>。会計のプロフェッショナルによる会計監査の強制を会社法の中に取り入れているという点で、他のEU諸国と平灰が合わされている。

## (2) 従業員代表制度

北欧諸国では、そのほとんどの国において 従業員代表制度が導入されている。しかし、 以下に述べるように、その制度の態様は一様 ではない。

一定の会社に対して従業員代表制度の採用 を強制しているのは、デンマーク、スウェー デン、およびノルウェーである。デンマーク では,直近の3年間に当該会社または子会社 を有する会社は子会社と合算して従業員の数 が平均35名以上である場合に、2名以上、 かつ, 取締役会構成員の半数以上とならない 範囲で,従業員の代表者を取締役会構成員と して選任する権利を彼らに付与している。ま た, スウェーデンでは, 25名以上の従業員 を有する会社について取締役会構成員として 2名、ノルウェーでは、30名以上の従業員 を有する会社について取締役会構成員および オブザーバーとしてそれぞれ1名選任するこ とができる権利が従業員に付与されてい る<sup>15</sup>。

これに対して、フィンランドでは、従業員の数が150名以上の会社について、従業員と会社の合意に基づき、選択的に従業員代表制度を採用することが可能とされている。したがって、仮に従業員の数が150名以上であったとしても、従業員側が望まなければ、従業員代表制度を取り入れる必要なはない。なお、アイスランドでは、現段階で、従業員代表制度は導入されていないようである。

こうした北欧諸国における従業員代表制度は、1970年代に、当時の社会民主党の影響を受ける形でデンマークにおいて初めて導入され、その後各国に広がっていったものである。とりわけ、デンマークとノルウェーにおける従業員代表制度は、この制度を最初に取り入れたドイツにおける共同決定法のような会社法と別個の法律ではなく、会社法そのものに関連規定を組み込んでいる点に特徴がある。それらの国々の会社法制における従業員代表制度の位置づけの高さがうかがえるといえよう。

# (3) 最低資本金規制

北欧諸国では、デンマーク、スウェーデン

等のEU加盟国が第2号会社法ディレクティブに従う形で、最低資本金規制を設けており、さらに他の国々もそれにならう形で同様の規制を設けている。

特徴的なのは、各国の公開会社に強制され る最低資本金額の高さである。ユーロベース で, デンマークでは約6万7千ユーロ, ス ウェーデンでは約5万5千ユーロ、ノル ウェーでは約13万7千ユーロ,フィンラン ドでは約8万ユーロ、アイスランドでは約4 万7千ユーロとなっており、2万5千ユーロ しか要求していない第2号会社法ディレク ティブと比較して, 各国とも相当高い金額を 要求している16。また、デンマーク、アイス ランド、ノルウェーにおいては、資本の額が 定款記載事項とされ, いわゆる授権資本制度 も採用されていない17。さらに、デンマーク とアイスランドでは、会社の純資産が資本額 の半分以下になった場合に、株主総会を開催 して株主に対して説明を行うことを取締役会 に対して要求しており、スウェーデンとフィ ンランドでは、株主総会を開催するだけでは なく,解散または新たな出資を行うといった 措置をとることまで要求されている18。

このように、北欧諸国では資本制度に関して保守的な傾向が見受けられるとともに、資本制度に会社の経営状況の悪化に対する警告機能を持たせ、運用してきているという特徴がある。最低資本金規制を撤廃し、資本の部の計数の変動も常に可能にしようとしているわが国に状況に鑑みれば、全く逆の方向を指向しているこうした制度の背景や実際の運用状況等について大変興味深いところである。

# 5. おわりに

以上のように、北欧諸国の企業法制には、 もともとフランスやドイツなどの大陸法の影響を強く受け、また、近時はEU諸国などと のハーモナイゼーションへの対応を行ってき ているものの、会社の機関構造や従業員代表 制度などについて他の国々にみられない非常 に特徴的な面がみられている。詳細な分析は 今後行っていく予定であるが、そうした制度 が採用され、運用されている背景には、当然 のことながら、北欧諸国固有の歴史的な経緯 や社会制度などが強く影響しているものと思 われる。

わが国では, 近時, ニッポン放送事件をは じめとする企業買収事例の増加を契機に, 「会社は誰のものか?」といった問題がマス コミ等でも盛んに論じられるようになり、明 確な答えを導き出せていない状況にある。従 来のわが国における企業法制に関する制度設 計や解釈論は、主としてアメリカ、イギリス、 ドイツ、フランスといった国々を参照する例 が多かった。もちろん、それら国々の企業法 制も非常に参考になるものであり、また、よ り一層のハーモナイゼーションの進展が予想 される今日においては当然意識すべきもので ある。しかしながら, 基本的には資本主義経 済体制を基調としつつも, 手厚い福祉を行う ための様々な社会保障制度を構築し、それで いながら最初に述べたような世界有数の企業 を多数輩出している北欧諸国の企業法制につ いても、それがどのような理念や考えの下に 構築・運営されているのかということは、今 後のわが国の企業法制のあり方に対しても少 なからず示唆を与るものと考える。今後もさ らなる研究を継続していきたい。

#### 注

1 早稲田大学の松澤助教授は、デンマークの 刑事法に関する文献の中で、機能主義につい て「体系的説明に重きを置くというよりも、 法の効果を予測し、その社会に及ぼす効果が 最適になるよう立法・解釈を行うこと」と定義し、経験主義については「経験的事実を認識し、それによる論証を重視する立場」と定義されている。なお、同助教授は、デンマークの法制度についてこのような考え方が採られている背景には、スカンジナビア人が、同じゲルマン系の民族であるドイツ人とは異なり、平等主義的でありながら、現実主義(リアリスティック)的な考え方を有し、実利の ない観念的思考を嫌い、機能的あるいはプラクティカルに物事を考える傾向にある、といった国民性に影響されているものと分析されておられる。松澤伸『機能主義刑法学の理論』5頁以下(信山社、2001)参照。

- 2 本稿は、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》の研究プロジェクトの一つである「北ヨーロッパ諸国における企業と社会」における研究成果の一部である。なお、本プロジェクトにおける研究対象国は、正確には、本文で挙げた北欧諸国以外にオランダ、バルト三国も含むが、これらの国々の企業法制の紹介、分析等については別稿で行うこととしたい。
- 3 なお、こうした市場の統合の背景には、ス ウェーデンを本拠とし、金融システムに関す る事業と証券取引所の運営を行っている OMX社の存在がある。同社は、NOREXに対 してシステムを提供するとともに、2003年9 月にヘルシンキ証券取引所を傘下におさめ, 2004年11月には、コペンハーゲン証券取引 所の買収に合意し、今後は、オスロ、アイス ランド両取引所の買収も視野に入れているよ うである。現在の北欧諸国における証券取引 所の統合は、このOMX社による各取引所の 買収を通じて行われているといえる。こうし た動きは、より広く、ヨーロッパ全体の証券 取引所再編の動きの中で行われているもので あり、パリを中心に活動し、ベルギー、オラ ンダ,ポルトガルの証券取引所と既に提携し ているユーロネクスト社の動向とともに今後 も注目されるところである。
- 4 EU加盟国であるデンマーク,スウェーデン,フィンランドについては,See Weil,Gothshal & Manges Llp, Comparative Study of Corporate Governance Codes Relevant to the European Union and its Member States 31 (2002) [hereinafter Comparative Study], available at http://www.weil.com/wgm/quotables.nsf.

また、EUに加盟していないノルウェーと アイスランドについては、それぞれオスロ証 券取引所とレイキャビック証券取引所のホームページに挙げられていたデータを参照した。 See http://www.ose.no; see also http://www. ices.is/is.

- 5 See Comparative Study, supra note 4, at 31.
- 6 参考までに、わが国の2003年末の時点に おける上場会社数は2696社であり、店頭登 録会社数は945社である。

- 7 See JSEPEER LAU HANSEN, NORDIC COMPANY LAW 21 (1d ed. 2003). なお, デンマークでは, 1616年に最初の株式会社である Ostindien-Kompagnie, Kjobenhavnが設立されており, 当時からある程度の会社法制が存在していたとの分析もある。柏木邦良『欧米亜普通会社法第Ⅱ巻』347頁(リンパック有限会社,第1版,1998)。
- 8 See Id.
- 9 日常的な業務執行を行う職責を負っている 者の会議体ということで暫定的にこのような 訳語を用いている。
- 10 なお、スウェーデンでは新たな会社法の制 定に関して現在検討の過程にあるようである。
- 11 なお、この「執行役会」に関して、デンマークとアイスランドでは、制度上、複数の執行役を選任することが強制されていることから、文字通り「執行役会」が会社機関とされているといえるが、フィンランドとスウェーデンでは、一人以上の執行役の選任が強制されているにすぎないため、厳密には「執行役」が会社機関となっている(ただし、実務上は複数の執行役が選任され、執行役会が組織されている例が多いようである)。
- 12 こうした機関構造は、現在のわが国における監査役設置会社において、業務の決定など行う機関とされる取締役会に加え、さらに「常務会」や「経営会議」が法定の機関として位置づけられたものとみることができよう。
- 13 なお、このように取締役会が(監視・監督 機関ではなく)業務執行機関としての位置づく けを強調されていることから、従来は、表すら に公開会社において、株主の利益を代表する 者が経営者に対して実効的な監視・監督を行 うことができるよう、取締役会から監督権を の特別の委員会を別途定款に基づいてした の特別の委員会を別途定款に基づいてした 関(委員会)の存在を前提とすれば、一定程 度、業務執行と監督の分離が図られることに なろう(この場合、業務執行機関が二つと監 皆機関が一つという点で、現在のわが国の監 査役設置会社における機関構造と類似するこ とになる点が興味深い)。
- 14 See Jsepeer, supra note 7, at 80,105.
- 15 さらに、ノルウェーでは、200人以上の従業員がいる会社は、従業員または労働組合がとくに望まない場合を除いて、従業員が構成員の3分の1以上を選任する代表者集会(representative assembly)を設置する必要があり、その代表者集会によって取締役会構

- 成員が選任されることとされている。
- 16 See JSEPEER, supra note 7, at 175. なお, 2004年10月8日からEU域内で設立が可能となった欧州会社 (SE) の最低資本金は12万ユーロとされている。
- 17 See id.
- 18 See id.